

令和6事業年度

監事 監査報告書

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

自令和6年4月1日

至令和7年3月31日

国立研究開発法人

海上・港湾・航空技術研究所

監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所（以下「うみそら研」という。）の令和6事業年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の業務運営、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分（損失の処理）に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

本監査報告は、以下の方法により、うみそら研の本事業年度に係る業務運営、事業報告書、財務諸表、決算報告書及び会計検査人の会計監査（以下「財務諸表等」という。）の監査を行い、作成した。

1. 監査計画の策定及び監査準備等

令和6事業年度監事監査計画に基づき、理事長、経営戦略室長（経営戦略担当理事）並びに海上技術安全研究所（以下「海技研」という。）、港湾空港技術研究所（以下「港空研」という。）及び電子航法研究所（以下「電子研」という。）の各研究所の所長（各研究所担当理事）、各研究統括監、各研究監、監査室長その他職員と意思疎通を図り、情報の収集及び効率的な監査実施に向けた環境の整備に努めた。

本事業年度は、「統合効果の検証・評価」、「コーポレートガバナンスの観点からの確認」及び「理事長はじめとする執行部門との意思疎通」を基本方針とし、以下の項目を重点監査項目とした。

- ① 中長期計画の達成状況の確認・検証
- ② 理事長の意思決定の状況の確認・検証
- ③ 内部統制システムの構築・運用状況の確認・検証
- ④ 会計監査
- ⑤ 内部監査

また、本事業年度は、第2期中長期目標期間の2年度目であり、第2

期中長期目標期間全体を視野に入れて、本事業年度における事業が着実に進められているか監査を実施した。

なお、本事業年度の監査においては、海技研及び電子研については田辺監事、港空研については日向監事が主として担当した。

2. 法人の意思決定、中長期計画の達成状況及び役職員の職務の執行状況等調査

理事会、役員懇談会、海技研・港空研・電子研の各研究所の幹部会その他重要な会議に出席し、理事会及び役員懇談会においては、理事長の意思決定について、各研究所の幹部会等においては、理事長の命を受けて各研究所の運営に必要な職務を遂行する海技研・港空研・電子研の各研究所の所長の意思決定について、それぞれ明らかに不合理なことなく適切に実施されているか確認を行うとともに、これらの重要会議等において法令及び内部規程に基づき適正に法人の意思決定が行われているか確認した。

また、年度末に、戦略担当理事、各研究所の所長等の管理者に対し、本計画期間中における中長期計画の達成に向けた取組み状況をヒアリングし、中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に適正に取組みが実施されているか確認・検証した。

さらに、役職員からその職務の執行状況について報告を受けるとともに、必要に応じて各研究所の所長、系長・領域長及びその他関係部署の管理者、責任者等から職務の執行状況の説明を求めた。

3. 通則法に定める書類及び理事長決裁に係る法人文書の調査

通則法第19条第6項に定める国土交通大臣への提出書類を調査するとともに、理事長決裁に係る全ての法人文書及び規程の新設・改正に係る法人文書を調査し、法令及び内部規程に基づき適正に法人の意思決定が行われているか確認した。

4. 内部統制システムの整備及び運用状況の調査

役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法又は他の法令に適合することを確保するための体制、その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）の整備及び運用状況に関して、「理事長との定期会合」等の機会を利用して必要な情報を聴取し、内部統制システムの整備及び運用状況が適切か確認した。

また、内部統制システムに関して「管理者へのヒアリング」等の機会を利用して経営戦略室長（経営戦略担当理事）、各研究所の所長（各研究所担当理事）、各研究統括監及び監査室長から聴取し、内部統制システムの整備及び運用状況が適切か確認した。

さらに、内部統制・リスク管理委員会にオブザーバーとして出席し、必要な確認・コメントを行った。

併せて、必要に応じ役職員から内部統制システムの整備及び運用の状況について報告を受けた。

5. 会計監査人監査の適正性等調査

本事業年度に係る財務諸表等を検証するに当たって、事前に会計監査の相当性を確認するために、監査法人の品質管理・監査チームの独立性確保等に関する説明を求めるとともに、会計監査人による監査計画及び重点監査項目の説明を受け、会計監査開始時における会計監査の相当性について確認を行なった。加えて、会計監査人と必要に応じ意見交換を実施した。

また、期末監査においては、事前に説明を受けたとおり、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について必要に応じて説明を求めるとともに、証拠の提出を求めた。

II 監査の結果

1. うみそら研の業務が、法令等に従い適正に実施されているか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかについての意見

うみそら研の業務は、関係諸法令及び業務方法書その他の諸規程等を遵守のうえ、第2期中長期計画及び令和6年度計画（以下「中長期計画等」という。）に従い適切に実施され、中長期目標の達成に向け着実に取組が進められたものと認められる。なお、令和6事業年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の業務運営に関する監査の過程で令和5事業年度以前の業務運営におけるコンプライアンスの遵守について一部課題が見受けられた点については、2.（4）で後述する。

本事業年度における主な取組として、以下の活動が挙げられる。

(1) 分野横断的な研究の推進等

分野横断的な研究の推進等については、中長期計画等に従い、海技研・港空研・電子研の各研究所が連携し、以下3つの研究テーマの研究開発が効果的かつ効率的に実施されたものと認められる。

また、本事業年度では、分野横断的な研究の効率的かつ効果的な実施を図ることを目的として、新たに、うみそら研の分野横断的研究推進会議の構成及び運営に関し必要な事項を定める規程が整備された。

- ①安全・安心社会の実現に向けた船舶、港湾、空港ほか輸送に関連したビッグデータを活用した地震・水害等による大規模災害時の輸送シミュレータによる災害防止・被害最小化方策に関する研究開発
- ②再生可能エネルギー関連施設の促進に関連し、洋上風力発電施設の計画・施工、保守点検等の高度化に関する研究開発
- ③環境汚染を最小限にとどめるため、海上での船舶の衝突、座礁等で問題となる搭載油を効率的・効果的に回収するための研究開発

(2) 船舶に係る技術及びこれを活用した海洋の利用等に係る技術に関する研究開発等（以下「海技研の研究開発等」という。）

海技研の研究開発等については、中長期計画等に従い、重点研究等を中心に効果的かつ効率的に実施されたものと認められる。

中長期計画では、①海上輸送の安全の確保、②海洋環境の保全、③海洋の開発、④海上輸送を支える基盤的な技術開発を重点分野とし、これらに対応した課題について、運営費交付金等を活用した研究開発業務を実施している。その中で特に重点的に進めるべき課題については、予算を重点的に配分して実施している。

また、科学研究費補助金等を活用した研究、国土交通省、文部科学省等の国や公的主体からの受託・請負研究、共同研究を実施するとともに、民間企業からの受託・請負研究、共同研究等の案件を積極的に獲得している。

(3) 港湾、航路、海岸及び飛行場等に係る技術に関する研究開発等（以下「港空研の研究開発等」という。）

港空研の研究開発等については、中長期計画等に従い、特別研究等を中心に効果的かつ効率的に実施されたものと認められる。

中長期計画では、①沿岸域における災害の軽減と復旧、②沿岸・海洋環境の形成・保全・活用と脱炭素社会の構築、③経済と社会を支える港湾・空港の形成、④情報化による技術革新の推進を重点分野とし、

これらに対応した課題について、運営費交付金等を活用した研究開発業務を実施している。その中で特に重点的に進めるべき課題については、予算を重点的に配分して実施している。

また、競争的資金を活用した研究、国土交通省等の国や公的主体からの受託・請負研究、共同研究も実施している。

さらに、中小企業イノベーション創出推進事業（SBI R フェーズ3 基金事業）において、国土交通省が基金設置法人を通じて行う補助事業の進捗管理等を支援する運営支援法人の一つとして採択されたうみそら研の実務担当として、港空研は業務を適切に実施しており、本事業年度は、これまで公募で採択された10件の補助対象事業について補助事業者の研究開発の促進及び円滑な社会実装の支援に取り組んでいる。

（4）電子航法に関する研究開発等（以下「電子研の研究開発等」という。）

電子研の研究開発等については、中長期計画等に従い、重点研究等を中心に効果的かつ効率的に実施されたものと認められる。

中長期計画では、①航空交通の安全性及び信頼性の向上、②航空管制の高度化と環境負荷の低減、③空港における運用の高度化、④航空交通を支える基盤技術の開発を重点分野とし、これらに対応した課題について、運営費交付金を活用した研究開発業務を実施している。その中で、特に重点的に進めるべき課題については、予算を重点的に配分して実施している。

また、競争的資金を活用した研究、国土交通省、総務省等の国や公的主体からの受託・請負研究、共同研究も実施している。

（5）研究開発成果の社会への還元

研究開発成果の社会への還元については、以下のとおり、中長期計画等に従い、効果的かつ効率的に実施されたものと認められる。

なお、主な取組については以下のとおりである。

（技術的政策課題の解決に向けた対応）

本事業年度では、海上輸送の安全確保等、港湾等の整備事業、航空交通の安全に関する技術課題に関し、国土交通省、同地方整備局等からの委託を受け、受託研究を実施している。受託研究の成果については、国等において、設計条件の設定、解析手法・性能照査手法の改良・設定並

びに事業計画及び対策の検討に必要な資料等として幅広く活用されている。

また、うみそら研が有する研究成果や技術的知見等について、国土交通省等が策定・改定を行う基準やガイドラインに反映させるため、基準等の策定・改定作業に積極的に参画し、海上輸送の安全確保・海洋環境の保全等に係る基準、港湾の施設に係る技術基準・ガイドライン及び航空交通の安全等に係る基準等の策定・改定に貢献している。

（事故への対応）

令和6年1月2日に羽田空港で発生した航空機衝突事故を踏まえ、滑走路における航空機等の衝突防止のための、さらなる安全・安心対策をハード・ソフト両面から検討を行うために国土交通省に設置された「羽田空港航空機衝突事故対策検討委員会」に、電子研から、航空交通管理を専門とする研究者が委員として参加し、令和6年6月に公表された同委員会の中間取りまとめの作成及びその対策の進捗確認に寄与している。

（研究の中核機関としての役割強化）

研究所の優れた成果を社会に還元するために、学術的なシーズを有する大学や産業的なニーズを有する民間企業等、あるいは他の国立研究開発法人等との共同研究、受託研究、技術コンサルティング、研究者・技術者等との情報交換・意見交換等の取組を行い、産学官における研究成果の活用を推進している。

（知的財産権の普及活用）

特許の出願等の知的財産権の取得については、褒賞金の支払い等による出願のインセンティブ付与など、取組を促進する一方で、出願等について厳格な手続きを行っている。

また、保有特許等の知的財産権の利用促進に向け、企業等へ積極的にアピールするため各研究所の研究発表会・講演会を活用するとともに、ホームページ及び開放特許情報データベースにおける取得特許の公開などを通じ、うみそら研の知的財産権の普及を図っている。

（情報発信及び広報の充実）

行政等に対しては、研究発表会、講演会、研究所報告等の発行等により、研究業務を通じて得られた技術情報等を積極的に発信している。

また、一般の方々に対しては、研究成果を分かりやすく説明・紹介する広報誌やパンフレット等の発行、ホームページ掲載、研究所の一般公開等を通じたアウトリーチ（広報周知活動）を行っている。

なお、ホームページへのSEO(Search Engine Optimization)機能の搭載による、うみそら研の研究内容について外部の方々への幅広くかつ効率的にアプローチする取組については、本事業年度において、業務連携委員会において検討が進められたところであるが、令和7事業年度においては、引き続き、令和6事業年度に公開した電子研のホームページ搭載のSEO機能について、電子研によるアクセス数及び選定した検索キーワードの効果等の総合的な分析を踏まえ、業務連携委員会において外部への効果的なアプローチに繋がるホームページに必要な機能について検討を行った上で、海技研、港空研における今後のホームページの見直しにつなげていくことが望まれる。

なお、アウトリーチの実施にあたっては、研究所の限られた予算・人員のリソースを経営戦略的な視点で最適に配分し、最も効果的な実施手法の選択を行うことが必要である。そのため、アウトリーチの対象者毎にアウトリーチの目的を明確にし、その実施結果についてはレビューを行い、取組の改善につなげていくことが望まれる。

（6）戦略的な国際活動の推進

戦略的な国際活動の推進については、中長期計画等に従い、効果的かつ効率的に実施されたものと認められる。

研究成果の国際基準・国際標準化を実現するために、IMO、ICAO等への提案作成に関与するだけでなく、国際基準及び国際標準に関する国際会議に積極的に参画している。

2. うみそら研の内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムの整備及び運用については、次のとおりであるが、引き続き、取組を強化することが必要である。

（1）理事長の職務の執行状況

理事長は、通則法に定める法人の長として、通則法の規定に基づき、独立行政法人を代表し、うみそら研の業務を総理することとなっている一方、海技研・港空研・電子研の各研究所の所長が、理事長の命を受けて、各研究所の業務の特性等を勘案し、①各研究所の運営方針、②建物・物品の管理、③公印・公文書類の管理、④規程等の制定等、

⑤研究及び開発の企画・実施・評価、⑥研究の連携・情報発信、⑦国際機関との連携等、⑧知的財産権に関する事項等、各研究所の運営に必要な職務を遂行することとしている。但し、特に重要な案件等については理事長の承認を要することとしている。

また、理事長の下で定期的に理事会及び役員懇談会を開催し、重要な事項の意思決定、重要な課題の情報共有を行っている。各研究所においても定期的に幹部会等を開催し、各研究所に関わる事項について意思決定等を行っている。

理事長は、第2期中長期目標期間の2年度において、幅広い知識・経験による高いマネジメント能力及びリーダーシップを発揮して分野横断的研究の推進及び各種の業務改善等を牽引し、その職務を適正に執行したものと認められる。

今後とも、理事長が高いマネジメント能力及びリーダーシップを発揮し、うみそら研の業務を適正かつ効率的に牽引していくことを期待したい。

本事業年度においては、うみそら研で初めての取組として、理事長のイニシアチブの下、第2期中長期計画中の計画事項を具体化し、各事業年度における取組の進捗管理を行うことを目的とするロードマップを令和6年9月に整備した。今後の同計画に基づく計画的かつ着実な取組を期待したい。

また、本事業年度においては、新たな取組みとして、理事長のイニシアチブの下、新たな「うみそら研長期ビジョン」の策定に向けた検討を開始した。今後の新長期ビジョンの策定に向けた計画的かつ着実な取組を期待したい。

なお、本事業年度における内部統制システムの整備及び運用に係る理事長の職務の執行の状況に関しては、指摘すべき重大な事項は存在しないものと認められる。

(2) 内部監査

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所内部監査規程に基づき、これまで研究所毎に置かれていた内部監査責任者を一元化し、理事長直属の独立した監査室が設置され、理事長に任命された内部監査責任者である監査室長が内部監査を実施している。

本事業年度においては、文書管理、個人情報等管理、予算執行管理及び会計処理、研究活動における不正行為の防止及び公的研究費等の管理、営業秘密管理、安全保障輸出管理、業務委託契約等、情報セキ

セキュリティ並びに災害危機管理を監査項目とした監査年次計画書及び監査実施計画書を事業年度当初に作成し、計画的かつ実効性のある内部監査が行われたものと認められる。

令和7事業年度以降においても、同室の下で計画的かつ実効性のある内部監査が実施されることを期待したい。

なお、監査結果は、情報セキュリティについて一部指摘はあるものの、それ以外の項目については、特段の重大な指摘はなく適切である旨の評定であった。

(3) 規程類の整理

うみそら研では、うみそら共通の規程類及び各研が策定した規程類があり、これら規程類に従って研究業務、管理業務が実施されている。

しかしながら、法人としての一体化をさらに推進するとともに、内部統制システムの適正な運用の観点から、うみそら研の規程類と各研の規程類の間の不整合あるいは各研の規程類の間の不整合の解消等、規程類の整理を計画的に進めることが必要である。

本事業年度においては、倫理規程の一部見直しが行われ、当該見直しに併せ、港空研においては、うみそら研の倫理規程と重複した事項を定める港湾空港技術研究所倫理規則の全部廃止の見直しを行ったところである。また、海技研においては、海技研文書管理規程から、うみそら研文書管理規程と重複している条文を削除する大幅な見直しを行ったところである。

各研固有の事情がなく独自で定める必要性のない規程については、引き続き、計画的に再整理・統一化を図ることが必要である。

なお、これら規程類の計画的な整理・統一化を進めるにあたっては、うみそら研の規程類全体に共通する、うみそら研の規程で定めるべき事項と各研の規則で定めるべき事項との役割分担の考え方を可能な限り整理した上で、業務の適正化、効率化の確保のみならず、規程・規則間の不整合による支障を防止する観点から、改訂の優先度を検討の上、各規程類の改訂スケジュールを整理した第2期中長期計画期間におけるロードマップに基づき取り組むことが必要である。

(4) リスク管理・コンプライアンスへの対応

(リスク管理)

リスク管理については、「国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所内部統制の推進及びリスク管理に関する規程」（以下「内部統制・

リスク管理規程」という。)に基づき、内部統制推進責任者及び内部統制・リスク管理委員会を設置し、各事業年度において、11月及び3月に計2回の委員会を開催し、内部統制の推進及びリスク管理の取組みを実施している。

本事業年度においては、委員会における内部統制の推進及びリスク管理の取組として、以下の新たな取組みが適切に実施されている。

まず、年度当初において、リスク把握・取組計画の大幅な見直しを行い、内部統制・リスク管理規程に定めるリスク類型とリスク把握・取組計画に定めるリスクコントロール類型との整合性を確保した計画を定めている。

また、これまで年度末に開催される3月の委員会の1回限りとなっていた重要リスクの把握及び取組の報告について、新たに11月の委員会において中間報告を行い、情報共有及びフォローアップを行っている。

さらに、11月の委員会においては、内部統制・リスク管理規程に定めるリスク類型について必要な見直しを行っている。

一方、令和4事業年度及び令和5事業年度監事監査報告において指摘した、研究業務を通じて得られた各種のデータ(以下、「研究データ」という。)について仮に大規模地震等で原データが損傷した場合においても研究業務が維持できるようバックアップを図るための取組みについては、海技研では、既にクラウドサービスを活用して、研究データのバックアップを推進しているが、オンプレミスでデータ保管を行う港空研及び電子研においては、それぞれ以下の対応が必要である。

港空研においては、研究所本館に保管する研究データについて、被害を受けにくい上部フロアへのサーバー移設など津波・高潮被害を想定したオンプレミスのデータ保管措置が既に講じられているところであるが、所内に立地する各実験棟のサーバーに保管する研究データについても、今後、計画的に同様の措置を講じることが必要である。

また、電子研においては、研究データのバックアップに関する所内の運用ルールを定めるとともに、オンプレミスで行う場合の各種リスクを想定した対策を講じることが必要である。

(業務継続基本計画に基づく対応)

業務の継続については、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所業務継続基本計画に定められたとおり、勤務時間外に発生した場合に参集できる職員の把握、必要な食料、飲料水等の備蓄、安否確認

等の訓練等を実施している。

本事業年度においては、うみそら研として適切かつ迅速な災害対応が実施できるように、令和7年2月に、業務継続基本計画について、最新の政府計画等との整合性を確保する見直しを行うとともに、防災業務計画について必要な改正を行い、さらに、新たに、うみそら研災害総合対策本部設置マニュアルを策定している。

(コンプライアンス違反への対応)

コンプライアンス違反については、重要なリスクと捉え、コンプライアンスマニュアルを作成するとともに、e-learning 等による役職員への周知・啓発に取り組んでおり、概ね適正に実施されたものと認められる。

特に、e-learning 等によるコンプライアンス講習については、本事業年度において、未受講者に対する所属長からの積極的な受講働きかけ等により、港空研においては100%、海技研においてはほぼ100%、電子研においては90%台の受講率を達成しており、引き続き、令和7事業年度においても、すべての研究所において100%の受講率達成に向けた取り組みを期待したい。

なお、海技研・港空研・電子研における令和6年の年次有給休暇の年5日取得状況を確認した際に、令和5年の取得状況についても併せ確認したところ、電子研において、令和5年に未取得の状況が認められた。

年次有給休暇の年5日取得は、平成31年4月に施行された労働基準法改正により、年次有給休暇が10日以上付与される労働者を対象に取得させることが使用者に義務付けられている。

このため、電子研を対象として、年次有給休暇の年5日取得が義務化された平成31年以降の取得状況について精査したところ、令和元年から令和5年にかけて毎年、適切に取得されていない状況が認められた。今回の一連の事案が発生した原因を分析し、今後の確実な取得のための再発防止対策が徹底されることが必要である。

(5) 研究管理

研究計画・評価、研究不正防止、利益相反マネジメント及び安全保障輸出管理については、以下のとおり適正に実施されたものと認められる。

研究計画・評価等については、国立研究開発法人海上・港湾・航空

技術研究所研究管理規程等に基づき、研究計画の策定、研究評価を実施している。研究評価については、事前・事後評価を内部の委員会及び外部の有識者による委員会において実施している。

研究不正防止については「国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所研究活動における不正行為の防止並びに公的研究費等の執行及び管理に関する規程」（以下「研究不正防止規程」という。）及びこれに基づく基本方針及び不正防止計画に従い、倫理教育の徹底等の不正防止策を実施している。

利益相反マネジメントについては、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所利益相反マネジメント実施規程及び利益相反マネジメント方針に基づき、事前自己申告、定期自己申告及び利益相反委員会による確認等を実施している。

安全保障輸出管理については、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所安全保障輸出管理規程（以下「安全保障輸出管理規程」という。）に基づき技術の提供及び貨物の輸出に関する業務に対する管理業務体制を整備するとともに、e-learning により安全保障輸出管理研修を実施している。

なお、本事業年度の e-learning による安全保障輸出管理研修の各研究所の受講率については、港空研が 100%である一方、海技研及び電子研はともに 70%台であった。この差異が生じた主な要因は、港空研が本講習を義務的受講と位置付けていることに対し、海技研及び電子研は任意受講と位置付けていることによるものであると考えられる。一方、安全保障輸出管理研修はコンプライアンスに関する内容を多く含むことに鑑みれば、令和 7 事業年度においては、すべての研究所において、必要となる受講対象者を検討の上、義務的な受講と位置付け、受講率 100%達成を目指すことが望ましい。

（6）業務運営の効率化

業務運営の効率化については、令和 5 事業年度に設置された業務連携委員会において、一層の管理業務運営の効率化に向けて、内部管理業務の共通化を計画的に進める取組が進められている。

本事業年度においては、具体的な取組として、倫理規程（港空研倫理規則を含む）の見直し、各研共通業務の洗い出し・リスト化、勤怠管理システム等うみそら研共通システムの導入に向けた調査検討等について、同委員会の下に設置された部会において審議を行い、業務運営の効率化に関する取組が進められた。

第2期中長期計画に定める業務運営の効率化に関する目標を実現するため、令和6事業年度に整備されたロードマップに基づき、経営戦略室の効果的な関与の下、同委員会を中心とした取組を通じ、引き続き、業務運営の効率化及び改善について、計画的かつ着実に取り組んでいくことが必要である。

(7) 法人文書管理等

法人文書の管理及び保有個人情報等の管理については、以下のとおり概ね適正に実施されたものと認められる。

法人文書の管理については、法人文書ファイル管理簿に記載する保存期間の設定等について一部課題が見受けられたものの、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所文書管理規程に基づき、総括文書管理者、文書管理者等を指定するとともに、法人文書管理簿への記載、保存期間が満了した法人文書の移管又は廃棄等を実施しており、概ね適正に実施されたものと認められる。また、前述の(2)に記載のとおり、内部監査責任者である監査室長による内部監査も実施している。

保有個人情報等の管理については、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所個人情報等管理規程に基づき、総括保護管理者、保護管理者等を指定するとともに、アクセス制限、媒体の管理等を実施している。また、前述の(2)に記載のとおり、内部監査責任者である監査室長による内部監査も実施している。

(8) 安全・衛生

安全・衛生については、以下のとおり適正に実施されたものと認められる。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所安全衛生管理規程及び管理方針・管理計画に基づき安全・衛生対策を実施している。

具体的な安全管理対策としては、安全対策マニュアルの更新、安全防災パトロール、ヒヤリハットの情報収集、地震の際の施設等点検、耐震診断、防災・津波避難訓練、安全講習等を実施している。

また、本事業年度においては、各研究所の保有施設点検・補修の実施状況に関する内部統制・リスク管理委員会の取組として、以下の新たな取組みが適切に実施されている。

まず、これまで年度末に開催される3月の委員会の1回限りとなっていた、各研究所の保有施設点検・補修の実施状況の報告・情報共有について、新たに11月の委員会において中間報告を行い、情

報共有及びフォローアップを行った。

また、施設等の点検・補修について、新たに点検項目毎に法定点検と自主点検を区分した計画を策定するとともに、11月の委員会において中間報告を行い、情報共有及びフォローアップを行った。今後とも、計画的かつ着実に点検・補修が実施されることが望まれる。

具体的な衛生管理対策としては、ストレスチェック、メンタルヘルス講習会、セルフケアセミナー、メンタルヘルスカウンセラーによるカウンセリング、産業医による健康相談等を実施している。また、その着実な実施に向け、各研究所の所長が幹部会の場を活用し、職員の積極的な受講・受診を働きかけていたものと認められる。

(9) 固定資産の管理

固定資産の管理については、以下のとおり適正に実施されているものと認められる。

固定資産（少額備品や換金性の高い物品も含む。）については、港空研波崎海洋研究施設、電子研岩沼分室も含めて、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所会計規程等に基づき固定資産台帳への登録、標示票の貼付、実地検査等により管理を行っている。

なお、海技研旧大阪支所については、令和7年1月31日付で国庫納付が完了し、国庫納付による減資を財務諸表等に適切に反映している。

(10) 情報セキュリティ

情報セキュリティ対策については、本事業年度においては、複数の研究所で情報セキュリティインシデントが発生するとともに、最新の政府ガイドラインに対応した情報セキュリティポリシーの改定など内部監査及び独立行政法人情報処理推進機構（以下、「IPA」という。）によるサイバーセキュリティに関する対策の基準に基づく監査（マネジメント監査）において指摘のあった一部改善が必要な点が見受けられるものの、以下のとおり概ね適正に実施されたものと認められる。

情報セキュリティポリシー、情報の格付及び取扱制限に関する規程等の情報セキュリティ関係規程に基づき、情報セキュリティ推進計画の策定及び推進、情報の格付及び取り扱い制限措置、例外措置の審査・適用等の対策を実施している。

本事業年度では、情報セキュリティ推進計画に基づき、自己点検、e-learning、情報セキュリティ監査等を実施している。

情報セキュリティ監査については、内部監査部門から、①情報管理などセキュリティポリシーの遵守について周知徹底、②情報セキュリティに係る自己点検とe-ラーニングの受講状況、③セキュリティインシデントと対応、④IPA監査で受けた指摘事項等の確認、⑤外部サービス利用の申請手順についての監査結果について、確認・ヒアリング等を実施した。

指摘を受けた改善が必要な事項の計画的な見直しをはじめ、引き続き、情報セキュリティ対策の着実な実施が必要である。

3. 役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実に関すること

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4. 財務諸表等についての意見

(1) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）財務諸表（貸借対照表、損益計算書、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）については、独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、うみそら研の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等をすべての重要な点において適正に表示しているものと認められる。

(2) 利益の処分（損失の処理）に関する書類

利益の処分（損失の処理）に関する書類については、法令に適合しているものと認められる。

(3) 決算報告書

決算報告書については、理事長による予算区分に従って、一定の事業等のまとめりごとに決算の状況を正しく示しているものと認められる。

(4) 会計監査人の会計監査

会計監査人の会計監査については、財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、うみそら研の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める旨の「無限定適正」を付している。

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査については、監査の方法及びその内容、会計監査の結果報告は相当であるものと認められる。

5. 事業報告書についての意見

令和6年度事業報告書は、財務諸表と矛盾する記載はなく、うみそら研の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況を正しく示しており、また、法令に従い業務の状況を正しく示しているものと認められる。

6. 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由 該当事項なし。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

閣議決定等に基づき独立行政法人を対象とした政府からの要請（給与水準の適正化、法人の長の報酬水準、契約の適正化、保有資産の見直し、情報開示など）に係る措置については、それぞれ適正に対応されているものと認められる。

1. 給与水準の適正化

うみそら研は、運輸産業の国際競争力の強化や海洋の利用推進等を技術面から支えるための業務を担っている。そして、その業務内容は、国の研究所等が行うものに近い性格を有している。

うみそら研の役員の報酬等の水準については、通則法第50条の2第3項の規定の趣旨を踏まえ、国家公務員指定職給与を参考としつつ、うみそら研の業績評価結果を勘案の上、その役員の職務実績に応じて決定されており、その報酬水準は妥当であるものと認められる。

また、職員の給与等についても、通則法第50条の10第3項の規定の趣旨を踏まえ、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与を参考として決定されており、その給与水準は妥当で

あるものと認められる。

2. 理事長の報酬水準

理事長は、研究所の高度で多様な業務を総理するとともに、幅広い知識・経験による高いマネジメント能力及びリーダーシップを発揮し、牽引することが求められる。

理事長の報酬は、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）による要請を継続して踏襲し、国家公務員指定職俸給表の事務次官の給与の範囲内としていることから、報酬水準は妥当であるものと認められる。

3. 契約の適正化（随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況）

うみそら研では、令和6年度調達等合理化計画において一者応札・応募の改善、共同調達の推進等を重点的に取り組むべき項目とし、同計画に従い調達業務を実施している。

うみそら研に設置する契約監視委員会において、研究所全体の随意契約の妥当性及び一般競争入札等の契約の点検、令和6年度調達等合理化計画の自己評価の点検、令和7年度に策定しようとする調達等合理化計画の点検を行った結果、いずれも妥当であることが確認された。

監事監査においても、随意契約の妥当性、一般競争入札等における一者応札・応募の改善への取組状況について検証し、いずれも妥当であるものと認められる。

4. 保有資産の見直しについて

保有資産の見直しについては、適切に実施しているものと認められる。

5. 情報開示について

国民の情報へのアクセスを容易にするために、うみそら研のウェブサイトにおいて、「附帯決議等を踏まえた総務省通知に基づく情報公開」のほか、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律、通則法その他の法令、ガイドライン等に基づく公表事項を適時適切に開示しているものと認められる。

IV 監査報告を作成した日

令和7年6月25日

令和7年6月25日

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

監事 田辺 佳子

監事 日向 弘基